平成２９年（フ）第３７２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目３番26号　アクティ立花105、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目39番１―302号
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１７号
兵庫県西宮市北口町３番16号
債務者　浜元　泰子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２４号
兵庫県尼崎市西川１丁目６番５　尼崎西川住宅高層５号棟703号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西川２丁目13番31―403号
債務者　豊川　美樹
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８３号
福岡県嘉麻市鴨生798番地１（前住所福岡県嘉麻市上山田151番地７）
債務者　小松　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第８５号
福岡県飯塚市横田334番地３
債務者　宮崎代志江
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２９８号
熊本市北区武蔵ケ丘４丁目18番３―1103号　武蔵ケ丘団地３号棟
債務者　山口　肇
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９９号
熊本市北区武蔵ケ丘４丁目18番３―1103号　武蔵ケ丘団地３号棟
債務者　山口　君代
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5023番地中原団地Ｄ―96号
債務者　河埜　貴彦
1　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１４１号
秋田県潟上市天王字上北野76番地14　Ｂ棟
債務者　三浦　房子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２号
秋田市河辺大張野字道ノ下137番地９
債務者　田口　一美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４４号
秋田市仁井田字新中島770番地646
債務者　三上　和仁
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６号
秋田県潟上市天王字上江川47番地561　レジデンスメモリー203
債務者　宮田恵利子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
茨城県取手市白山８丁目９番53号
債務者　中村　修
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
兵庫県川西市久代４丁目３番５―207号
債務者　志水　俊治
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
宮崎県日向市東郷町山陰乙611番地６
債務者　松元　榮子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１６号
兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字尼岡下10番地の１
債務者　Ｋｚ　ｄｅｌｉこと福寿勝則こと　福壽　勝則
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
兵庫県宝塚市山本丸橋１丁目７番４号　北山ハイツⅠ　101号、前住所兵庫県宝塚市山本中２丁目10番８号
債務者　蒲原　裕太（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係